

佐渡市中小企業等被災復旧応援金

令和6年能登半島地震による災害からの復旧・復興を促進するため、市内中小企業又は小規模事業者等を対象に、被災した施設・設備の修繕に係る経費の一部を支援します。

- 対象事業者：令和6年能登半島地震の被害を受けた市内中小企業・小規模事業者等であって、国の「なりわい再建支援補助金」または「小規模事業者持続化補助金災害支援枠（令和6年能登半島地震）」の補助金交付決定を受けている方
- 対象経費：工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等
- 補助金額：「なりわい再建支援補助金」または「小規模事業者持続化補助金災害支援枠（令和6年能登半島地震）」の自己負担額の10% 補助下限2.5万円 補助上限50万円
 ※「なりわい再建支援補助金」「小規模事業者持続化補助金災害支援枠（令和6年能登半島地震）」のいずれか1回限り
- 申請期間：令和6年4月1日以降（予定）
 ※申請要領など詳細が決まりましたら当市ホームページに掲載します

【参考】なりわい再建支援補助金

- 対象事業者：中小企業・小規模事業者
- 対象経費：工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等
- 補助率：①中小企業・小規模事業者 3/4以内
②中堅企業等 1/2以内
- 補助上限：3億円、一部1億円まで定額補助※
※過去数年以内の被災かつ復興途上である等の要件を満たす場合

【参考】小規模事業者持続化補助金災害支援枠

- 対象事業者：小規模事業者
- 対象経費：事業の再建に向けた経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援
- 補助率：2/3以内
- 補助上限：200万円（直接被害）⇒自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合
 100万円（間接被害）⇒令和6年能登半島地震に起因して、売上げ減少の間接的な被害を受けた場合

佐渡市融資特別利子補助金事業

令和6年能登半島地震及びダイハツ生産停止により、経営の安定に支障をきたしている又は今後の資金繰りに支障をきたす恐れのある市内中小企業及び小規模事業者等を対象に、県が推奨する制度融資を利用した際にかかる利子の一部を補助する。 **※当初の2年分の利子を補助。実質、2年無利子（短期事業資金は、1年分）**

- 対象事業者： 令和6年能登半島地震及びダイハツの生産停止による被害を受けた市内中小企業・小規模事業者等
- 対象期間： 令和6年1月1日から**令和7年1月31日**に融資実行したもの ※信用保証協会の保証付きのみ
- 支給方法： 融資実行後、申請により2年分の利子相当額を一括補助 ※短期事業資金は1年分
- 申請期間： 令和6年4月1日以降（予定） **※申請要領など詳細が決まりましたら当市ホームページに掲載します**

対象制度（県）	補助率	対象期間	※参考（融資要件）		
			融資期間及び利率		融資限度額
セーフティネット資金 【自然災害要件】		2年	3年以内	年1.15%	3,000万円 (運転・設備)
			3年超5年以内	年1.35%	
			5年超7年以内	年1.55%	
セーフティネット資金 【能登半島地震対応要件】	貸付利率に準じる (100%)	2年	3年以内	年1.15%	7,000万円 (運転・設備)
			3年超5年以内	年1.35%	
			5年超7年以内	年1.55%	
			7年超10年以内	年1.75%	
セーフティネット資金 【新型コロナウイルス・物価高騰等対策 伴走支援型資金（災害関係保証）】		2年	3年以内	年1.15%	1億円 (運転・設備)
			3年超5年以内	年1.35%	
			5年超7年以内	年1.55%	
			7年超10年以内	年1.75%	
短期事業資金	年1.5%分 (100%)	1年	1年以内	年1.5%	500万円 (運転のみ)
セーフティネット資金 【ダイハツ生産停止枠】	貸付利率に準じる (100%)	2年	3年以内	年1.25%	5,000万円 (運転)
			3年超5年以内	年1.45%	
			5年超7年以内	年1.65%	